

第三十四回国会 法務委員会 議 録 第十二号

昭和三十五年三月十七日(木曜日)

午前十一時四十五分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 鎌治 良作君 理事 小島 徹三君

理事 小林 錦君 理事 田中伊三三君

理事 坂本 泰良君 理事 田中幾三郎君

綾部健太郎君 一萬田尚登君

薄田 美朝君 高橋 禎一君

竹山祐太郎君 中村 梅吉君

馬場 元治君 阿部 五郎君

井伊 誠一君

出席政府委員

検事 竹内 壽平君

(刑事局長)

委員外の出席者 小本 貞一君

専門 員

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

瀬戸山委員長

これより会議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を継続いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。高橋禎一君。

○高橋(禎)委員 この刑法の一部を改正する法律案の提案の理由を見ますと、「最近における不動産、特に土地に対する不法侵害の実情にかんがみ、云々」といわれておりますが、この不動産、特に土地に対する不法侵害の実情は、一体どういふふうに見ておられるので

あるか。特に「最近における」といわれておりますけれども、実はこの不動産に対する不法侵害というものの事態は、むしろ終戦の直後にはなほだしかつたと見られるので、むしろ最近においてはやや社会一般の秩序の回復に伴うて、こういう問題も多少減少しつつあるのではないかと、すでにこれを立法する理由といふものは薄らぎつつあるのではないかと、こういうふうな見方もあるわけでありまして、それについて法務当局はどういうふうな見解を持っておりますか、その点をまずお聞きしたい。

○竹内政府委員 仰せのように、一部の見解をいたしまして、このような問題は終戦直後の混乱期に多く発生したものであって、秩序の回復とともにこういう事犯が漸減しておるのではないかと、こういうことでございまして、私も、一般的な傾向としてはそういう経過をたどつておるのではないかと実は思つておるのでございまして、ところが、これも調査をしてみますと、実際に終戦後十年も経過した昭和三十年代になりましてからも、相当多数の事犯があることが明らかになっております。このことは終戦直後の不動産に対する保護が行き届かなかつたことによつて生じた法秩序に対する考え方がびまんしておることに基づくものと思われまして、たとへば、風水害等によりまして土地が一時監視の目を離れるというふうな事態になりますと、不法占拠が行なわれる。あるいは大火のあと、その焼け跡が未整理状態になつて

いる間隙に乗じて、やはりこの種の事犯が起こるということでもございまして、依然としてこの種の事犯が跡を断たないということになつてゐるのが現状でございます。

数字的に若干申し上げますと、神戸市の市有の土地で不法占拠されておりますものの統計によりますと、もちろん終戦直後には数百件の多きに上つておるのでございまして、昭和二十六年に四件、百四十坪、昭和二十七年に四件、八十坪、昭和二十九年には十八件、昭和三十年には十六件、昭和三十一年には四件、昭和三十三年には十五件というふうな数字は必ずしも減つておらないのでございまして、それからさらに同じ神戸市における市長の管理する都市計画、その他道路法等による管理土地でございまして、昭和二十二年ごろは三十八件、二十三年には九十二件とふえて、多い数字が出ておりますが、昭和二十八年には五十四件、二十九年には五十二件、三十年には三十二件、三十二年には三十四件、三十三年には三十二件というふうな状態としてこの数は必ずしも減少しておらないといふのが報告されております。なおそれのみなならず、大阪特に関西にそういう傾向が強いようでございまして、大阪におきましては、不法占拠が放任されておりました結果と思われまして、あるいは業者、そのめぐるもので、あるいは悪質な不法占拠者、保険会社の代理人といったような人たちが相通謀

いたしまして、保険金詐欺の不法占拠事犯というふうなものも現実に検挙されておる状況でございます。すなわち不法占拠をいたしまして、そこへバラックを建て相当な価格で転売してもうけておる、そういう悪徳業者がいろいろございまして、それがさらに一挙に巨利を博したいという考えから、それに保険金をつけまして、超過保険になります。それを火をつけて焼いて保険金を詐取する、そうして今度はさらに大きな資本をもつて広い部分の不法占拠をして家をよけい建て、それにまた保険金をつけて、また焼いて、さらに広がつておりました。またなおまた一部のところではアパート部落といふような名前もついているようございまして、その住民の大部分、数千名の者が一挙に窃盗の集団犯罪者として検挙されたいつたような事犯があります。これらはいずれも不法占拠といふことを前提とした、それをめぐる犯罪現象といふことになつておりました。都市部におきましてはこの不法占拠といふことが今や非常なガソンになつておるといふのが実情のようございまして、今日といふものこの種の事犯が跡を断たないばかりでなく、今のようないくつかの悪徳現象が多々現れておりました。やはり不法侵害の立法を必要とする、かように考えている次第でございます。

○高橋(禎)委員 法務当局は社会の一般の情勢を見ながら必要な立法をしなければならぬ、そういう使命を帯び

ておられることは申し上げるまでもないところでありまして、終戦直後不動産特に土地等の不法侵害の実情を全国にわたつて調査をして、その統計の示すところに従つて適当な時期に適切な立法をして、それを取り締まつていくという態度が必要であつたと思つたのでありますが、今日まで全国的に、計画的に、組織的にこういう事態に關する調査をされたかどうか。ただいま神戸市の例あるいは大阪地方における実情を御説明になりましたが、法務当局の手にある資料は、そういうきつめて断片的なものであるのか、あるいは統一した全国的な、相当信用の置ける調査方法による調査の結果の数字を持つておられるのかどうかという点をお伺いいたします。

そして、今日までこの種の立法を考へられなかつたといふのは、一体理由はどこにあるのか。もうすでに終戦後十数年を経過した今日、しかも私も少しづつあるのではないかと、こういうふうな思ふとき、ことさらに新しい立法をされるというところについて若干疑問があるわけですが、今までは怠慢であつたのか。それらについての御見解をお伺いいたします。

○竹内政府委員 不動産に關する争いは、終戦直後は実は問題が潜在的にあつたと思つてございまして、現実に民事訴訟の形において現れてくるというふうなことは、昭和二十五年以後、特に三十年前後になつて、秩序

が回復されて、権利関係を明確にしていくという機運が国民の中にはうはいて起つてきたように思うのでございます。こういう情勢になつて参りまして、一方においては地価の暴騰と相俟つて、この権利関係が非常に世の中に問題になつてきた、こういうことから、各地から私どもの方に、不動産の民事訴訟が現実において行なわれておるが、権利の確保の適切な方法にはならないというようなことからして、刑事立法の要望がござります。これにつきまして、すでに数年前から私の方ではできるだけ実情の調査に当たつてきたわけでござります。何と申しましても、個人の土地につきましての争いごとというのは、刑事事件になつて参ります場合もありますが、大部分は民事訴訟で争われるのでありまして、刑事事件に関する部分につきましては私どもの手で可能な限り資料の収集をいたしました。それから民事事件につきましても、なかなか実態をつかむことができないのでござります。わすかに司法統計等によりまして分析検討するにとどめたのでござります。一方公有地に關しましては、お手元に資料として差し上げてござります。私どもの方から昭和三十三年六月に、全国八十五の主要罹災都市の市長に對しまして、文書をもつて不動産不法占拠の実情についての報告をお願いいたしまして、現在まで三十三都市からの回報に接したのでござります。これらの回報の結果を取りまとめまして資料として差し上げてござります。が、不動産不法侵害関係資料三に記載してある通りでございます。そのほか、東京都知事その他から参考資料として、特に六大都市の公有地の不法占拠事件の具体例が報告されておりますので、そのうちおもしろいものをその資料の末尾に付加してあるのでござります。この回報のありました三十三都市のうち水戸、足利、前橋、一宮、宮崎の五市からは該当事例がないと報告してきておるのでござりますが、この点ははたしてどのような事実がないのかどうか、私どもの方ではないといふことが言えるのかどうか若干の疑問を持っております。なお、各都市とも私有地につきましては調査が困難であるがという条件をつけまして、それでも可能な限り調査の結果を報告するといふことで、川崎市からは日本鋼管株式会社川崎製鉄所の所有地約八千坪の不法占拠の事例を、また長崎市からは川南工業株式会社の所有地三百三十坪、ソ連邦領事館所有地四百七十三坪等の不法占拠の状況等を回報してきております。さらに大阪府からはかなり切実な意見を付しまして、解決方法までも付しまして、具体的事例を報告してきております。

そういうことで、まずこの調査を基礎といたしまして、さらに各市の不動産を取り扱つております担当の方々に、直接私どもの方からこういう事例、あるいは事例といった類型的なものの報告をお願いいたしまして、そういう方面から資料を集められたほかに、商工会議所方面におきまして、この点について業者からの関心が非常に集まつてきておりますので、商工会議所にもできるだけ民間の人たちの土地に對する不法占拠の状況等の調査をお願いいたしまして、その方面からの資料も集めました。それからなお、私鉄経

営者協会等からも調査の報告が参つておりまして、私どももいたしましては可能な限り実態の調査に当たつたわけでございます。なお、検察庁を通じて、不法占拠の罪には法律がありませんので当然りませんけれども、それに近い犯罪、あるいは不法侵入、あるいは暴行脅迫その他いろいろな不法占拠をめぐる刑事事件といふようなものがどのように発生しているかといふことの事情も調査をいたしまして、これまたお手元に資料として配付申し上げておるところでございます。かようなわけで調査は必ずしも完全無欠といふふうには申しかねるのでござりますが、私どもの手で調べられる可能な限りの方法を尽くして調査をいたしました結果、先ほど申し上げましたような結論に到達しておる次第でございます。なお、私どもとしましては、このような立法が、実態という点から見ますととつと早く立法すべきではないかというふうな感じがもしないわけではございませんが、なおおそ過ぎるものではないかといふような考えで、実は慎重を期しながらこの立法に当たつた次第でございます。

○高橋(補)委員 今あげられました資料だけによつては、私どもは終戦後今日まで全国的に起つておるいわゆる不動産の、特に土地の不法侵害に對する信用できる数字をとらえることはできないわけなんです。大体法務当局においては、終戦後今日まで全国でこの不動産不法侵害といふ件数が幾らぐらにあるといふふうに見ておられるのかといふことであります。大体日本の統計といふものは非常に実態にそぐわないという非難を浴びておりますし、しかも調べ方によりますと実態とは非常にかけ離れた結果が出るのであります。が、ただいまの御説明等から見まして、私はそこに現れたものが全国に起つておる不動産に對する不法侵害の数字だといふふうには思えないのであります。なぜ私がこの点を特に重要視するかといふことは、この法案がかりに成立いたしましたとしても、終戦後今日までの間に不法侵害をされたその被害者を一体どうするかといふ疑問があるわけですから、それを救済することができるところから感じますところでは、それを救済することができないのじゃないか。日本国内にあるその被害の数が非常に多いといふことであります。で、この法律でそれを救済することができないといふことであれば、一体それをそのまま放置しておいていいのかわるか。何か立法によつてこれを救済する方法があるならば、今でもおそくはないからそれを救済すべきじゃないかという議論が出てくると思つてあります。それはやはり数の問題であつて、被害者といふ言葉を使いますと、その被害者の数が非常に多くて、しかもそれをそのまま放置しておいてはならない。社会の一般治安の上にも、また将来の取り締まり等の上からも、また国民感情の上からも放置を許されたいといふことでは、考えなければならぬのです。従つて、その被害者の数といふものと、そしてこの法律によつてその被害を受けた者を救済されるのかされないのか、それはそのままだき入りになつてしまふのかどうか、そういう点を明らかにいたし

たいと思ひますからお尋ねをしておるわけでありまして、それについてどういふふうなお考えでござりますか、お尋ねいたします。

○竹内政府委員 お手元に資料として差し上げましたものは、おそらく実態をそのまま表わしてないもので、私どものわからない面において相当この種の不法な占拠といふようなものが世の中にあるのだらうといふふうに私どもも思つておるのでござります。それにつきまして、ただいま仰せの通りに、この法律施行後において施行前に起つた不法占拠の状態が救済されないの点の御心配は私どもも各方面から聞いておりますし、法制審議会におきましても相当議論になつたところでござります。仰せの通りに、私どもの解釈をいたしましたのは、本法施行前に起つた解決されることにはならない建前になつております。しからば過去において不法に占拠してしまつたこの事態は、どうやって救済されるのかといふことにつきましての考え方を申し上げますと、もしこの法律を申し上げたとしてこれらの不法な状態は民事訴訟によつて解決するほかないわけではございません。この法律ができたから民事訴訟がなくなるというものじゃなくて、やはり過去におきましても将来におきまして、民事訴訟の介入する範囲といふものは、依然としてあるわけでありまして、この違法な状態は、今後民事訴訟によつて解決していくといふことになると思ひます。ただ不法侵害罪の規定が設けられますと、過去におけるそのような行為に對する刑事責任を

追及する方法はございませんが、民事訴訟の場面にございまして、その実体が審理の過程において明らかになりますと、もし本法施行後にこれが行なわれたとすれば、当然犯罪となるべきような事案であるということになります。ならば、当事者間の紛争もおのずから筋の通ったものとして審理が進められ、かつ審理も今よりはるかに促進され、民事裁判の訴訟の進行により影響を与えるということが、私ども民事訴訟の遅延の状況に対しまして、一つの教訓的な意味を持つてくるんじゃないかというふうに実は考えております。

それから、今各地から報告されております不法の占拠の中には、いわゆる侵害に当たらない不法占拠、つまり領得の意思のない使用侵奪的な、窃盗で申せば使用窃盗的な侵害、不完全な侵奪と申しますか、不完全な状態の不法占拠が多々あると思うのでございまして、これらの不法占拠が、新たに家を建てるとかいうようなことによりまして、不法領得の意思が外部に発現されるというような新たな行為がここで起こって参りますならば、そのときをもつて不法侵害が成り立つということも、法律論的に考えられる事柄でございまして、若干の部分はそういう形で救われるということも考えられるのでございまして。

今仰せのように、そういう放任されておる不法占拠をどうやって救済するか、なお新たな立法によって救済する必要はないかという御意見につきましては、私どもの考えは、提案理由にあるいは趣旨説明の際にも若干触れたと思いますが、刑法の不遡及の原則を貫

いて参ります。これは立法政策の問題でございまして、そういう観点から不遡及、これが不法占拠という形でとらえまます、継続犯というふうに法律解釈上なりますので、そうなりますと過去のものにまで及んでくる、これは不遡及の原則にも反しますから、継続犯という形で類型をとらえないで、窃盗と同じような即時犯というよりな侵奪罪という形をとって、過去にさかのぼって適用するということの起こらないような配慮をしたいと思いますのでございまして、この点は過去のものが放任されておつていいという意味ではなくて、むしろ刑事立法の立法政策の立場から、さような態度をとつたわけでございます。この点御不満の点もあろうかと思ひますけれども、刑法の持つております一般社会の効果をいいますか、これを刑法において宣言することによって及んで参りますいろいろな好影響というよりなものの私どもとしては考えて、あえてこの程度のしぼられた形の類型でこの犯罪を取り上げたい次第であります。

○高橋(順)委員 今の刑事局長の御答弁では、どうも満足できないのです。今までの侵害行為に対しては、第一に民事訴訟において好影響を与えるであらうということ、第二には、これから不法領得の意思でもできれば、今までのいわゆる占拠ということと結びつけて犯罪になるから取り締まれる、こういう二つの点がある。だからこの法律を設けないよりは、従来侵害されてい

る被害者を救済といひますか、被害者の利益になるのではないかとおっしゃられるのですが、私はこれは理由にならないと思ひます。大抵新しい刑事

立法をして、今までの民事訴訟のやり方を促進されるのかどうかというようなことは、私どもとても民事訴訟の実情から見て信用できない。私はこの点をこらお尋ねするというのは、一般被害者に対して今後新しくできた法律はいささかも従来の不法侵害というものを救済することはできない。これは民事訴訟でやる以外にないのだというこ

とをほつきりさせれば、民事訴訟でもって解決をつけるであらう。そしてその被害者ももし訴訟を起こす資力がなければ、こらいう種類の事件については、特に訴訟救助の範囲を広めるとか、あるいはまたこの種の事件については訴訟促進の方法を法制の上で考える。すなわち民事訴訟法に手を加えるとか、こらうしてやることかいいと思ひます。ところが今度新しく立法をされたから何か救済されるのではないかとこらうな気持ちでもって、民事訴訟法にたよるわけでもない、それかといつて取り締まりもされないというこ

と、ただ新しい立法の趣旨が徹底しないままに、被害者はほつきりした態度をとらないことによつて、じんぜん日を送ることによつて、かえつて救ふことのできないような事態に追いやられることは私は不親切だと思ひます。救済されるならされるという根拠を示し、されないのならされない理由を明らかにして、他にこらういふ道がある、そしてその道は今までよりはたやすく進み得るのだ、こらういふふりにやつてやること、今まで立法しなかつたといふことによる怠慢といひますか、時期のおくれたことに対して国民に申しわけは立つ、こらう思ひます。従つて、そこをこらうをお尋ねしておるわけでありまして、

今お話になつたような趣旨でもつて新しい法律は何らの効果はないと私は思ひます。だから私は数の上から見ますと、新しい刑事立法が必要ではないかと考へられます。もしそれがこらういふの事情で適当でないといふことであれば、この法律ができるまでの被害者といふものは、民事訴訟法によつて解決をつけなければならぬ。それには民事訴訟促進のこらういふ方法を講ずるといふことを示してやるべきが妥当な、親切なやり方だと思ひます。私は従来の被害者を救済する何らの効果も本法によつては認められないと思ひますから、こらういふ趣旨において、民事訴訟による場合に、それを促進するとか、その他特別に便宜を与えてやるべきだといふよりななお考えが法務当局にあるのかないのか、それを伺ひます。

○竹内政府委員 性格上、刑事立法の必要な現象がこらに起こつてくるから、刑事立法をいたすわけでありまして、立法した場合に、立法以前の行為にまでさかのぼつて適用するといふことは、これはもう高橋先生御承知のようには、原則としてないわけにございまして、このことはこの立法をいたします当然なことだと思ひます。しかし、仰せのように、過去のものが放任されておるというよりな状況は、いかに刑事立法の本質からくることとはいへ、まことにこらゆいところには手届かない感じがいたすわけでありまして、この点につきまして、実は民事法規との関連性においても考えてみたいと思ひまして、刑事局ともこの点につきましてはいろいろ立法の過程において検討してみたいわけでありまして、刑事立法と民事の新しい立法、しかもその両者が

相関連を持つということになりますと、一つの体系の上に、特にこの不動産の不法占拠の問題だけを特別な民事手続で扱うというよりなことは、これもまた適当でないといふのが、民事局の見解でございまして、これもこらういふものな御意見だということになりました。ついに民事関係の新たな立法と切り離しまして、刑事立法だけでやるということになつたわけにございまして。この点につきましては、私どもは、御審議の過程において議論がありましたことは、できるだけ、関係者にはもちろんのこと、世間一般にもよくその趣旨の徹底をはかるようにし、あらゆる機会を利用いたしまして、宣伝と申しますか、趣旨の徹底をはかつていく、そして権利の上に眠ることなく、またやるべきことはやり、今申しましたように、訴訟救助の制度も現にありますが、で、こらういふものもできるだけ活用いたしまして、貧困者に対しては、その救済の法規を適用して参りたいと思ひます。

なお、法の執行につきましては、これまで運用の指針等を明らかにいたしまして、本法が曲がつて運用されることとなく、しかもその目的に沿つて運用されますように、遺憾のない処置を期して参りたいと思ひます。

○高橋(順)委員 法務大臣でもいらつしゃると一番いいと思ひますが、今いらつしやらないから、刑事局長からよく話しておいていただいて、将来の法務省における一つの方針としてやつていたきたいと思ひますが、この立法なるものは、実際は、私は率直に申し上げますと、やや時期を失しておる、おくれしておると思ひます。最近

第一類第三号 法務委員会議録第十二号 昭和三十五年三月十七日

に至って、いわゆる国民の声といいますが、それが起こってきた、それまでどこにどうという救済の方法も講じないで右往左往しておったような事態ではないかと思ふのです。そうすると、私は国民の声があるなしにかかわらず、やはり法務省としては社会に新しい顕著なる悪というものが生まれ、芽を出した場合には、それを全国的に調査して、そうして正確な統計の上に立法というのを考えるべきだ、こう思ふのであります。将来はそういうふうに一つやっつけていきたいと思います。思ふのです。これなんか終戦後から起こった事態を昭和三十五年になってこういうことをやるなというところは、ちよつと私も納得がいけないわけでありまして、そこへ持つて参りまして、事態はすでに相当数になつておると思ひます。その数は正確には言われませんが、資料が十分でない、調査が十分でない。ところが、刑事法規は過去にさかのぼらないなというふうなことで、十何年放置しておつたその間における事態はもう救済できない、それはそのままであるということになりますと、ある面においては、今までいわゆる不法侵害をやつておつた人たちが、心の中に若干の不安があつて、むしろそれが事態を解決するに若干役立つていたかもしれないが、今度はもうこの新しい法律ができて、従来のいわゆるこの法律でいへば不法侵害罪に該当するものも処罰される心配はないのだというので、すっかり安心してあぐらをかいて、残るところは民事訴訟だけで、こういうふうなことは民

事訴訟にしまふ。しかもその民事訴訟について何ら制度としてこれの被害者側の救済を促進する方途も講じないというふうなことは、やや無責任な感じがいたしてならないのであります。これについては、われわれも研究いたしますが、法務当局としても、なお、今申し上げた従来の不法侵害をそのまゝに放置すべきであるかどうかであるか、またそれに必要な制法を新しく設けるべきじゃないか、そしてそれらに關係した民事訴訟においては特に被害者の立場を考慮して、先ほど申し上げた訴訟上の救助であるとか訴訟の促進方法であるとかいろいろものを考えるべきかどうかという点について、まだまだこの法案審議に若干の時間もあるわけでありまして、十分検討していただきたいと思ふのであります。それういたしませんと、どうも、時期のおくれた立法、そして過去の事態はそのまま放置されて、ということでは、被害者の氣持、それから一般社会の人たちの考へが、穏やかならざるものがあるのじゃないかと考へるわけでありま

す。そこで、時間ありませんからおもしろい点をお尋ねして参りますが、ところが、この立法をみますと、いわゆる窃盗罪については、それに対応する不動産の侵害罪というのがここに二百三十五條の二として取り上げられておるにもかかわらず、二百三十六條の強盗罪に当たる罪については何らの措置が講ぜられておらない。それは第二百三十六條の第二項で、暴行、脅迫によつて不動産を侵害といふときは奪取、強取といふべきか、不正に領得したものであるというお考へにより得ますが、窃盗罪についてはそれに対応するものを新しく設け、強盗罪には二項があるからそれでいいのだという見解について、私はそこに若干の疑問が起りますから、もう一度刑事局長から御説明を願ひたいと思ひます。

○竹内政府委員 不動産の強奪のようなのは、實際問題として私どもも想像いたしておるのでございますが、その場合に、そういう事犯は、二百三十六條の二項で、二項強盗として処理できるといふ解釈をいたしておるのでございまして。この解釈は、窃盗の場合に不動産が入るか入らないかという解釈とは異なりまして、窃盗の場合に財物の中に不動産が入るといふ考へ方は、この前も申し上げましたように牧野英一博士が明治四十一年ごろ唱へ、その後引き続いて今日までそういう説をとつておられますが、大部分の学者並びに判例はこれを否定しておるのでございまして、過去五十年間この中に入らぬという解釈で終始いたしておると私は考へております。これに反しまして、二百三十六條の二項につきましては、窃盗については不動産が入らぬという反対の考へをとつておる学者も、古くから暴行脅迫をもつてする所謂形勢の不動産を奪取する行為はまさしく二項に該当するといふ解釈をとつておるのでございまして、解釈につきましてもいささかも過去において争ひがなかつたわけではございません。そこで、この解釈がすでに行なわれた解釈であるといふことは、二百三十六條の二に相当する二百三十五條の二のようものを特に規定しなくとも、二百三十六條の二項でまかなひ得るといふのが私どもの立場でござい

ます。すなわち、一項は「財物ヲ強取シ」ということになっておりまして、これは二百三十五條の場合と同じように不動産だけに限られると考へておりますが、これに對して二項は一項をも含めた広い規定でございまして、従つて、この中には不動産に限らず不動産の場合もありまして、侵害罪に当たらない不法利益を得た場合をも、この二百三十六條の二項は含むと解されるのでございまして。そこで、もし二百三十六條の二のよう規定を設けて不動産の強奪罪を新たに規定しますと、二百三十六條二項のこれまでの解釈は、そういう侵害罪のよりなるものは含まないといふことで非常に狭い解釈になるのでございまして。この点は従来の考へ方と著しく違つたものになるのでございまして。刑法の一部改正という立法技術の点から考へてみますと、従来の法律解釈に變更を生ずるようなものはなるべく避けていきたいといふ考へでございまして、二百三十六條二項で侵害あるいは侵害に至らない程度のものを含めて十分まかなえるならば、あえてそこに規定を設けることによって現在の二項の解釈に變更を来たさない方が、法律上も立法制度上も當を得たといふことでございまして、この点につきましては法制審議會で議論をいたしましては、多数の方はこの点につきましてはほとんど異論なく政府案を承認していただいたような次第でございまして。○高橋(順)委員 そういふことでありますと、政府はこの立法をしても、暴行脅迫によつて土地、建物を不法に侵害した者は従来の法律によつても取り締まりはできるという見解に立っており得るのであるから、今そういう事態を発

見すれば、時効にかかつておられない限り、古い事案に對しても取り締まりをするのだという決意をお持ちなのかどうかというところであります。それから終戦後から今日まで不動産強盗罪で検挙、処罰された件数がどのくらいあるかということ。これはこの法案の提案理由説明書にもありますように、暴力その他の不法手段が用いられ、しばしば暴力が不動産の侵害に用いられておるわけでありまして。しかもそういう場合に権利者の側では、民事的な手段によつて早急な解決が困難であるなどの理由等が立法の理由になつておるようでありまして、この暴力によつて不法侵害が行なわれたといふことは法務当局も認められ、またそれだから今まで検挙なさつておるであらうその検挙に對するやり方、それから将来立法までの間において一体そういう事犯を検挙できる見通しかどうか。私がこれをお尋ねするのは、終戦後から今日まで相当多数の不動産侵害について暴行脅迫が行なわれたであらうと思ふのです。ところが案外警察にしても檢察当局にしてもそれを検挙しておらない。それがかつてこの種事犯を多からしめた原因になつておるのではないかと、このことを心配いたします。しかもこの法案によつて新しいものがそこに加えられるわけではないのですから、従来通りのことはなおやっても差しつかえないと思つてはいけません。もちろん窃盗罪と本質を同じくする不動産侵害罪ができるから、それによつて処罰はされるかもしれないが、従来の暴行脅迫によつて不法侵害をした者にも單純の不動産侵害罪と同じように問題は無いのだというふうになつてしまふと大へ

んなことになると思ふのであります。ですから、重ねて申し上げますが、法務当局としては、従来の暴行脅迫によつて不法に侵害した者についてはこれを処罰し得るんだということを明らかにして、そして現実に事犯を発見した場合に、それを検挙処罰するんだということでないといふかと思ふのですが、それについての御見解を伺いたい。

○竹内政府委員　ただいま申しましたような解釈をとつておりますので、二項強盗に該当するような事犯が発生いたしますれば、いささかもちゅうちょすることなく、二項強盗で検挙いたしたい方針でありますし、そういう決意をいたしております。仰せのように、提案理由の中にも申しましたように、この種の事犯が暴力的に行なわれておることを申しております。これはその通りであります。しかし、これは暴力団が介入したり、集団的に不法占拠が行なわれたりする社会現象をとらえて、私も単純暴力犯罪の一環とも見られるような性格を持つておるといふ趣旨において、提案理由等にもそういう説明をいたしておるのでございますが、それと強盗罪になるかどうかということ、構成要件に該当するかどうかということとは別問題でありまして、構成要件に該当する事例というのは比較的少ない、ほとんどそういう事例がない。ために強盗罪を適用した事例がないのではないかと考へる旨をこの前御答弁した記憶があるわけです。これに對しまして鑑査委員から、そんなはずはない、検察庁はやはり法律解釈を、不動産物盗がないと同じように不動産強盗というものはないのだという考へ

で、法律の適用をちゅうちょしておるのではないかとすることも考へられるので、その点を一つ調査してみてもいいという要望がございました。当時私もその点をさらに調査するということがお約束を申し上げたのでございませう。その結果がただいま高橋委員の御質問にお答する分にも相当すると思ひますので、この際披露させていただきますと思ひます。

過去数年間の受理事件の中で、いわゆる二項強盗——不動産の強盗罪をもつて捜査または処罰した事件があるかないかという点につきましては、全国の地方検察庁からはないという回答に接しております。それから不動産強盗事件がないという回答の場合に、それではこういう事例は、実際上存しないために、ないのであるか、あるいは先ほど申しましたように、判例、学説が不動産物盗について認めていないので、それと同じような意味において二百三十六条の二項にも不動産強盗というものは相当しないというような法律解釈に立つて、ないという報告をしておるのであるか。さらには第三に、それは法律解釈としては二項強盗に当たるという解釈をとつておるけれども、民事の問題あるいは刑事政策的あるいは量刑の建前からいまして、その他の罪で十分まかなえるというような刑事政策的な配慮から、あえて強盗罪の適用をしなかつたのであるかという点につきましても意見を求めたのでございませうが、この種の事例は実際上なかつたのだという回答が二十五庁からの意見として報告されております。それから今の法律解釈に若干疑義があつたので、——私は疑義がないと申し上げて

おるのでございますが、現場の検察庁においてはやはり不動産物盗と同じように疑義があるというふうに解釈したために、実際にはそういう場合にかつたにあつたとしても、適用しなかつたであらうという意見を述べておりますのが、十の検察庁からそういう報告がございませう。それから、そうではなくて、刑事政策的な考慮に基づいてあえて二百三十六条二項の強盗罪を適用するまでの必要はないという考へ方のため、もしそういう事件があれば、単なる暴力行為等処罰に関する法律あるいは脅迫あるいは恐喝というような罪で処罰をいたしますという考へを持つておるので、法律解釈についてはいささかの疑念も持つていないという報告をしておりますのが十五庁、その他特に意見なしという庁が五庁、こういう結果になっております。

そこで、実例をいたしまして、東京地方検察庁から報告されております事例をちょっと申し上げますと、昭和三十三年の二月十七日の夜に港区の強盗殺人、死体遺棄、詐欺事件というものがあつたが、これは老婆一人が住んでおりました家へ強盗に入りまして、その老婆を絞め殺したあとその家に居つてしまつた。そこにありました品物を売り飛ばし、ついに売れるものがなくなりましたときに、約二カ月ばかりそこにおいて、今度は登記の権利証を使つてこれを第三者に売却してしまつた。こういう事件が起つております。この事件の処理としましては、強盗殺人とそれから死体遺棄、詐欺、つまり二十万円でその家を売つておりますので、その売つた点につきましては詐欺だといふことで起訴をされて、三十三年に

は死刑の判決が出ております。これはただいま控訴中でございます。この事件をちょっと見ますと、人も殺し、家ぐるみ取つてしまつたのでございまして、何か不動産強盗つまり強盗罪の二項等をも適用して処罰し得るような案件のように考へられるのでございませうが、しさいにこの調査の内容などを見ますと、この犯人は、家を取ろうという考へはなく、物取りに、いわゆる強盗に入つたのでございませうが、この老婆に騒がれたので、強盗の機会にこれを殺してしまつたといふことであつた。あとになつて、ひとり者のお婆さんだといふことから、そこへ親戚のような顔をして居つてしまつた。その辺から侵害罪にはなると思ひますが、もう強盗が済んでから後のことだといふふうな法律解釈で、つまり事実が二項強盗に該当しないという考へから、この事実をいわゆる二項強盗に持つていかなかつたといふことでございませう。こういう実例もあるわけでございます。

○高橋(補)委員　從來十数年間、強盗に当たる罪は地方の検察庁から全然ないという報告が来ている。これは私どもとしては、事実がなかつたというよりは、検挙しなかつたのじゃないかといふ感じがする。もちろん正確に調べたことではありませんが、大体不動産を、土地にしても家屋にしても、占拠する場合には、暴行、脅迫というものがなくてやるという場合は非常に少ないのじゃないかと常識的に思ひますし、しかもその中の強盗に該当するほどの暴行、脅迫ではないんだといつても、相当数は相手を全く抗拒不能に陥れてそこを占拠するものもあるように

思へてならないのであります。これは統計を持ちませんからどうにもならないが、私どもの見るところでは、何か検察取り締まり当局の力の足りないところでも申しましょうか、十分徹底した取り締まりができていないために、それはいかにも法の不備であるかのごとくいわれて、次々に法律を改正していこうとする傾向も絶無とは言えないと思ふのです。そういうことでありますと、せっかく法律を作つてもそれが守れない、取り締まりがでないといふことになる、一つのそういう風習ができれば、一般国民の眼法精神というものはだんだん薄れてしまふという弊害があると思ふ。私は、法律を設けた以上、はつきりと取り締まるべきものは取り締まるという態度でないといふかと思ふ。取り締まり当局の力の足りないのであるとして、法律が悪いんだからどうにもならないんだと法律にけちをつけて、新しい立法々々といふことでは相ならぬと考へるのであります。私が特にこの際希望いたしますのは、今日の質問の前半においては、今度の立法でいいますと二百三十五条の二に当たる単純な不動産侵害罪に關していろいろなことをお尋ねしたわけですが、暴行、脅迫によつて不動産を不法に占拠してゐるものは、これはこの立法をしてから後でなく、過去のものにおいても十分取り締まり得るんだという態度をゆるめないうちに、事実あれば、これを検挙し、処罰するという方針でやつていただきたいし、やるんだというこを国民に徹底させる必要がある、こゝろ私は思ふわけです。

時間ありませんから、法文についてのごまかい点は次会に質問したいと思いますが、本日は一点お伺いしておきたいと思ひますのは、不動産を侵奪した者は十年以下の懲役に処すというこの不動産侵奪罪は、たとえば労働運動とか一般大衆運動というようにときに、相当多数の人が他人の土地を相当時間不法に占拠するような場合があることは御承知の通りでございますが、この罰則は、侵奪行為の時間的關係とでもいいますか、あるいはまたそれに関連しての意思、範囲というものが等から見て、処罰対象になる場合が相当あるかどうか。これは国民一般としては相当関心の深い点だと思ひます。大衆的な行動の場合においてこの罰則が働く場合は、一体どういふときであるか等を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○竹内政府委員 労働運動あるいは大衆運動等におきましては、いふゆるすわり込み、シット・ダウンということがあるわけでございますが、それと本法との關係につきましても十分私どもも検討いたしておるのでございますが、そのような場合には、この侵奪罪の適用を見る場合は全くなかろうというふうを考へております。と申しますのは、これを不法占拠という類型でとらえますと、そういうシット・ダウンがそれに該当する場合が起こってくることを考へられますけれども、侵奪といういわゆる窃盗行為のような類型でとらえておられますので、不法領得の意思をもつてしなければなりません。ところが、これはいろいろな形態がございますが、考へられますいろいろな形態を考へてみましても、労働運動として合法的なもの

はもちろん犯罪にならないのでございしますが、労働運動としては、かりに違法なる労働運動と見られる場合におきましても、不法領得の意思をもつてする占拠というようなものは私ども労働運動としては考へられないのでございまして、そういうものに本法の適用を見るということはほとんどあり得ないというふうを考へます。

○高橋(補)委員 きょうは時間ありませんから質問を留保して、その他ごまかい点は後日に質問したいと思ひますので、本日は、これで終わります。

○坂本委員 あとで質問をいたす關係でちょっとお聞きしておきたいのです。この法案は法制審議會で何回くらゐ審議になつて作成されたか、伺いたい。

○竹内政府委員 法制審議會におきましては、總會二回、部会二回、合計四回の審議をいたしております。

○坂本委員 法制審議會で審議の際に参考とせられたものは、本委員会に出しております「窃盗罪及び境界毀損罪に関する立法例」、「各都市における不動産不法侵害の実情について」、「不動産不法侵害関係刑事事件統計」、この三つだけなのかどうか、そのほかにも資料はあったかどうか。

○竹内政府委員 当委員会にお配りしております資料は、もちろん出してありますが、そのほか大阪商工会議所、東京商工会議所等から調査の資料——ここに持つてきておりますが、こういう資料をいただいておりますので、ちやうど委員の方にお配りするだけの部数をいただけたので、これを参考資料としてお配りするようになつて

ております。そのほか不動産不法侵害關係の刑事事件事例、これは侵奪に當たる行為ではないのでございすけれども、これに関連して起こつておる各種の刑事事件の事例を集めました資料でございます。

○坂本委員 今おっしゃつたのはまだ出ていないわけですか。これですか。

○竹内政府委員 それとは違ひるのでございす。刑事事件事例というの事件等もありまして、内容を知つていただくのはよろしいのでございす。名前等がなまのままで印刷されておりましたので、ちよつとここへお出しするのはいかがかと思ひまして控えておりますが、もし御必要でございすれば、名前を仮名にする等の方法によりまして提出させていただきます。

○坂本委員 私たちは、この法律案はわづか二カ条でございますが、国民の生活關係に關する重要な法律案と思ひ、従つて、今お示しのような資料くらゐで法制審議會が總會二回、部会二回くらいでできたという点について、これは法制審議會もどういふ方がやられたか知りませんが、まことにずさんじゃないかと思ひます。だからこの法律案は、当委員会でもっと徹底的に審議を進めなければならぬと思ひます。

そこで私は、不動産侵害について、民事事件の不動産の仮処分事件、それから民事事件の明け渡し訴訟事件、この資料を集めてもらいたいと思ひますが、その点いかがですか。と申しますのは、民事事件を刑事問題で解決するといふおそれが非常にあると思ひ

のです。われわれはまた別な考へで、このような法律を作らなくとも、ほんとうに侵害を受けた不動産の所有者は、その権利を確保するために、現在の民事訴訟法の運用によつて訴訟をやつたならば、できないことはないと思ひます。これはもちろん訴訟遅延の問題もありませんが、その訴訟の遅延は単に侵害者だけではない、やはり権利の上に眠つておる所有者自身にもある。だから私も二十数年弁護士ですが、事件を受けて、不動産の刑事問題にもなるような事件ならば、これは六カ月か一年くらいで解決できると思ひます。それをできないからというので、ことに公共の土地なんかはどんどんやれるのをやらすにほつたらかしておいて、そうしてこの際になつて刑法を改正してやるというのは、これは犯罪人を作ることになる。また民事事件を刑事事件で解決する、こういうふうなことにもなりますから、そういう意味で全國の不動産の仮処分事件、土地明け渡し事件について、やはり資料を集めて調査する必要があるのです、そういう關係をお願いするわけです。

○竹内政府委員 先ほどもちよつとお答えの中に触れたのでございす。司法統計年報によりまして、民事第一審の通常訴訟の新受事件の種類別件数の表は、現に私も持つておりますので直ちに提出したいと思ひます。が、個々の事件の内容につきましても、私の方ではちよつとわかりかねるのでございす。

それから、この立法が民事であればといふことでございす。が、もちろんその通りでございまして、この刑事立法が民事の方に介入していくといふよ

うなことの起こりませんように十分配慮をいたしておるのでございまして、そのために取り締まりとしては若干ゆるいようなこともそのために起こつてきておるのでございす。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○瀬戸山委員長 次会は、今月二十二日午前十時より開會することとし、本日は、この程度で散會いたします。

午後一時散會

法務委員会議録第八号中正誤

ベシ段	行	誤	正
七四	三	三	三
二四	三	三	三
三四	三	三	三
三三	二	二	二
一五	三	三	三
二五	三	三	三
一六	三	三	三
二六	三	三	三
三六	三	三	三
四六	三	三	三
五六	三	三	三
六六	三	三	三
七六	三	三	三
八六	三	三	三
九六	三	三	三
一〇六	三	三	三
一一六	三	三	三
一二六	三	三	三
一三六	三	三	三
一四六	三	三	三
一五六	三	三	三
一六六	三	三	三
一七六	三	三	三
一八六	三	三	三
一九六	三	三	三
二〇六	三	三	三
二一六	三	三	三
二二六	三	三	三
二三六	三	三	三
二四六	三	三	三
二五六	三	三	三
二六六	三	三	三
二七六	三	三	三
二八六	三	三	三
二九六	三	三	三
三〇六	三	三	三
三一六	三	三	三
三二六	三	三	三
三三六	三	三	三
三四六	三	三	三
三五六	三	三	三
三六六	三	三	三
三七六	三	三	三
三八六	三	三	三
三九六	三	三	三
四〇六	三	三	三
四一六	三	三	三
四二六	三	三	三
四三六	三	三	三
四四六	三	三	三
四五六	三	三	三
四六六	三	三	三
四七六	三	三	三
四八六	三	三	三
四九六	三	三	三
五〇六	三	三	三
五一六	三	三	三
五二六	三	三	三
五三六	三	三	三
五四六	三	三	三
五五六	三	三	三
五六六	三	三	三
五七六	三	三	三
五八六	三	三	三
五九六	三	三	三
六〇六	三	三	三
六一六	三	三	三
六二六	三	三	三
六三六	三	三	三
六四六	三	三	三
六五六	三	三	三
六六六	三	三	三
六七六	三	三	三
六八六	三	三	三
六九六	三	三	三
七〇六	三	三	三
七一六	三	三	三
七二六	三	三	三
七三六	三	三	三
七四六	三	三	三
七五六	三	三	三
七六六	三	三	三
七七六	三	三	三
七八六	三	三	三
七九六	三	三	三
八〇六	三	三	三
八一六	三	三	三
八二六	三	三	三
八三六	三	三	三
八四六	三	三	三
八五六	三	三	三
八六六	三	三	三
八七六	三	三	三
八八六	三	三	三
八九六	三	三	三
九〇六	三	三	三
九一六	三	三	三
九二六	三	三	三
九三六	三	三	三
九四六	三	三	三
九五六	三	三	三
九六六	三	三	三
九七六	三	三	三
九八六	三	三	三
九九六	三	三	三
一〇〇六	三	三	三